

法令及び判例ニュース  
(N.º 4-09)

A.)- 法令 - ブラジルの租税体系 [その 4]

1.3.- 所得税(IMPOSTO DE RENDA)

1.3.1.- はじめに

連邦政府による所得税の徵収は憲法第 153 条 III 項に認可されており、補則令租税税法典 (CÓDIGO TRIBUTÁRIO NACIONAL - LEI N.º 5.172/1966) の 43 条と 44 に、詳細な規則は所得税細則令 (DECRETO N.º 3.000/1999) と追加修正規定がベースとなっている。

所得税は個人所得税(TRIBUTAÇÃO DAS PESSOAS FÍSICAS- LIVRO I)と法人所得税(TRIBUTAÇÃO DAS PESSOAS JURÍDICAS- LIVRO II)に大別され、所得(RENDAS)又はいかなる収益( PROVENTODE QUALQUER NATUREZA)を得た者が納税義務を持つ。

所得(RENDAS)は労働又は資本の産物であり収益( PROVENTOS)は前記所得以外の資産の増加と規定している。 ( Art. 43 do CTN )

課税対象金額(BASE DE CALCULO DO IMPOSTO)は所得、あるいは利益の実額 (REAL) , 査定額(ARBITRADO)又は見なし額 (PRESUMIDO) であり、所得の支払い源泉に源泉徵収の責任を課することが出来る。 (ART. 44 E 45)

1.3.2.- 個人所得税

当国に本籍或いは居住し、資本収益(GANHO DE CAPITAL)を含み、所得或いは収益をえた者は、国籍、性別、未婚或いは既婚者、職業とは関係なく納税者とみなされる。

永住ビザを持つ外国人は当国へ入国した時点から納税者と見なされ、短期就労ビザを所持する外国人も同様に入国時点から納税者として取り扱われる。

その他の理由で当国に 12 月の期間内に 183 日以上滞在した者も納税義務を負う。

毎月の所得額により、15% ( de R\$ 1.372,82 a R\$ 2.743,15) から 27,5% (acima de R\$ 2.743,25) の税率で源泉徵収の対象となる。  
資本収益(GANHO DE CAPITAL- 1RT. 142-RIR)は 15%, 国外源泉の所得もテープル従い、毎月税金を支払う。 (CARNE LEÃO – Art. 111/112-RIR)

資金運用(APLICAÇÃO FINANCEIRA - Art. 37- RIR)の収益は源泉

の課税対象となり、所得確定申告(DECLARAÇÃO ANUAL DE AJUSTE)の際は、個人所得税計算の対象外となる。

### 1.3.2.1. 2009 年の所得確定申告

#### A.- 確定申告の義務

2008 年中に R\$ 16.473,72 以上の所得を受けた者; 源泉課税だけの所得が R\$ 4 万以上受取った者; 会社の株主、出資者、組合(COOPERATIVA)の組合員であった者; 資本収益を得た者; 2008 年末に R\$ 8 万以上の不動産、権利を持つ者; 年度末にブラジル居住者となった者; 農牧事業で R\$ 82.368,60 以上の収益があった者と住宅販売益の免税恩典を受けた者は 2009 年 4 月 30 日まで所得確定申告の義務がある。

#### B.- 確定申告の方式

##### 1.- 簡易申告(DESCONTO SIMPLIFICADO)

課税対象所得の 20%( R\$ 12.194,86 限度)を控除し、所得を申告し、所得税を支払う方式。但し、国外で支払った所得税を相殺する或いは 2008 年度の農牧事業の損金を今後相殺予定している者は簡易申告方式は使用できない。

##### 2.- 普通申告(DEDUÇÕES LEGAIS)

2.1.- 個人所得の源泉である法人は毎年 2 月末までに、所得の受取人毎に、前暦年度に支払った所得額と源泉徴収額を証明する書類を納税者へ提出する義務がある。

2.2.- 上記書類の情報に基づき所得確定申告書(DECLARAÇÃO)を書き込み 4 月 30 日まで提出する。所得は免税所得、源泉だけで課税される所得と確定申告対象の所得と 3 種類に分類できる。

a.- 確定申告の際に医療費、本人と扶養家族の教育費（最高金額の制限あり）と本人が負担する年金制度への納入金は立証書類のある場合、費用控除できる。又、自由職業の場合、規定に従う出納税帳簿 (LIVRO CAIXA) に明記立証され、所得を得る為に必要な費用は原則として控除できる。

b.- 課税対象所得額から控除費用を差し引き、個人所得税の計算のベースとなる所得額が算出され、同金額高により 15 % 又は 25 % の所得税額が計算され、更に源泉徴収金額を差し引き、支払い或いは払い戻し金額を計算する。

c.- 支払い税金額は最高 8 回の分割支払いも可能である。但し金利が付加される。

d.- 外国で支払った所得税は外国の所得を含み計算した所得税額と同所得を除いた計算による所得税額との差額まで相殺出来る。但し両国間で同等取り扱いの協約が在る場合のみ適用される。